

## 高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱

制定〔平成26年6月20日 26高農基第227号〕

最終改正〔令和4年5月20日 4高農政第90号〕

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県多面的機能支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、農地、農業用水等の資源の保全及び質的向上を図るため、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知及び平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、市町村及び推進組織が実施する市町村推進事業及び推進組織推進事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付金の対象経費及び交付金の額)

第3条 補助事業に要する経費の内容及び交付金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (交付金の交付の申請)

第4条 市町村長及び推進組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付金の交付を申請するに当たって、補助事業者について当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、別記第2号様式による交付金交付決定通知書を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 前項の規定による決定に当たっては、知事は、必要な条件を付することができる。

### (交付金の交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

#### (交付金の着手)

第7条 補助事業の着手は、原則として第5条の規定による交付金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第3号様式による交付決定前着手届を受理した場合は、受理した日から事業着手することができる。

#### (交付金の変更承認の申請)

第8条 補助事業者は、交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、別記第4号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第5号様式による交付金変更交付決定通知書を当該補助事業者に通知するものとする。

#### (交付金の交付の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、交付金の交付を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による交付金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在の遂行状況について、別記第7号様式による遂行状況報告書により、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。ただし、次条第2項の規定による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

#### (交付金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の一部又は全部を概算払により支払うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払により交付金の請求をしようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、交付金の交付を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第9号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績

報告書の提出に当たって当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

#### **(関係書類の整備等)**

第13条 補助事業者は、交付金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を交付金の交付の決定があつた会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、交付金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### **(グリーン購入)**

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

#### **(情報の開示)**

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

#### **(委任)**

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### **附則**

- 1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第12条第3項、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の制定に伴い、高知県農地・水保全管理支払推進交付金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。ただし、旧交付要綱又は高知県農地・水・環境保全向上活動推進交付金交付要綱（以下「旧19交付要綱」という。）に基づき交付された交付金については、旧交付要綱第12条及び第14条又は旧19交付要綱第10条及び第12条の規定は、廃止以降も

なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度事業より適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度事業より適用する。

別表第1（第3条関係）

交付対象事業	経費の内容	交付金の額
市町村推進事業	<p>市町村が、交付等要綱の別紙1の第2に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定に要する経費</li> <li>2 推進・指導に要する経費</li> <li>3 広域協定の認定に要する経費</li> <li>4 実施状況の確認に要する経費</li> <li>5 多面交付対象組織を支援する組織への支援に要する経費</li> <li>6 その他多面交付金の実施に必要な事項に要する経費</li> </ol>	定額
推進組織推進事業	<p>推進組織が、交付等要綱の別紙1の第3に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進・指導に要する経費</li> <li>2 申請書等の審査に要する経費</li> <li>3 実施状況確認に要する経費</li> <li>4 多面交付対象組織を支援する組織への支援に要する経費</li> <li>5 その他多面交付金の実施に必要な事項に要する経費</li> </ol>	定額

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記  
第1号様式（第4条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名  
(生年月日 )

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第4条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画（実績）及びその内容

市町村推進事業（又は推進組織推進事業）実施計画（又は実績）

(1) 促進計画の策定計画（実績）

策定時期	備考
月	

(2) 推進・指導等

ア 説明会等の開催計画（実績）

開催時期	説明内容	備考
月		

イ 推進・指導等の計画（実績）

実施時期	内容	備考
月		

ウ 審査・通知等の計画（実績）

実施時期	内容・件数等	備考
月		

エ 推進に関する手引き等の作成計画（実績）

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(3) 実施状況の確認事務計画（実績）

確認時期	体制・件数等	備考
月		

(4) その他推進事業の実施に必要な事項の計画（実績）

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 又は 事業に要した経費	負 担 区 分	
		県交付金	市町村費（又は推進 組織費）
市町村推進事業（又は推進 組織推進事業）			
合 計			

4 事業完了予定（事業完了）年月日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
多面的機能支払推進交付金 (1) 県交付金 (2) 市町村費（又は推進 組織費）					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
市町村推進事業（又は推進 組織推進事業）					
合 計					

(注)

2 事業計画（実績）及びその内容について、推進組織は、(2)、(3)、(4) についてのみ記入してください。

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金交付決定通知書

市町村又は推進組織長 様

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました高知県多面的機能支払推進交付金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の交付決定額 金 円
- 2 交付の決定に当たっての条件

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

市町村長  
又は  
【推進組織】  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金交付決定前着手届

高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第7条に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1 事業内容

区分	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日
市町村推進事業 (又は推進組織 推進事業)			

2 交付決定前着手が必要な理由

条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
【推進組織】  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金変更承認申請書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は、【】の部分を除いてください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）

- 1 別記第1号様式に準じて記入してください。
- 2 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照することができるよう、事業計画及びその内容、経費の配分並びに収支予算は、変更に係る部分についてのみ変更前の内容を括弧書きで記入してください。

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金変更交付決定通知書

市町村又は推進組織長 様

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のありました高知県多面的機能支払推進交付金につきましては、下記のとおり承認することに決定しましたので、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の変更交付決定額 金 円
- 2 交付の決定に当たっての条件

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、次のとおり中止（廃止）したいので、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金遂行状況報告書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

令和 年 12 月 31 日現在

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

（注）「区分」欄は、別記第 1 号様式の「3 経費の配分」に記載された事項について記入してください。

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金概算払請求書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり、金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 請求額内訳

交付決定通知額	既受領額		今回請求額	
	金額	出来高	金額	月 日までの 予定出来高
円	円	%	円	%

（注）出来高は、小数点第 2 位を四捨五入してください。

2 請求事由

3 振込先

金融機関名及び店舗名：  
預金別 口座名：  
口座番号：

（注）推進組織が請求する場合のみ記入してください。

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金実績報告書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

（注）

- 1 別記第1号様式に準じて記入してください。
- 2 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照することができるよう、事業計画及びその内容、経費の配分並びに収支予算は、変更に係る部分についてのみ変更前の内容を括弧書きで記入してください。

令和 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

市町村長  
又は  
[推進組織]  
住所  
団体名  
代表者名

令和 年度高知県多面的機能支払推進交付金に係る消費税仕入控除額等報告書

令和 年 月 日 付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県多面的機能支払推進交付金について、高知県多面的機能支払推進交付金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)		円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
4 交付金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 記載内容確認のための資料を添付してください。